

雇用創造支援業務委託仕様書

第1 委託業務名

雇用創造支援業務

第2 趣旨及び目的

尼崎市では令和5年度を開始年度とした第6次尼崎市総合計画の、「11.地域経済・雇用就労」施策において、社会や時代の変化に柔軟に対応し、地域経済の持続的な発展を推進することで市民生活の向上をめざすことを目標に掲げ、雇用情勢などに柔軟に対応する支援策を進めています。人手不足が深刻化している中で、求職者への的確な就労支援と、市内企業の人材確保を図るための取組として「雇用創造支援業務」を実施します。

第3 契約の期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

第4 委託業務の内容

1 尼崎市とハローワーク尼崎が実施する就活イベント等の会場設営一式

(1) 開催時期

令和6年度に3回実施する。現時点では、令和6年7月、10月、令和7年2月頃を予定している。

(2) 開催予定場所

尼崎市中小企業センター（尼崎市昭和通2丁目6-68）

(3) 会場設営等

上記(2)の開催場所において、参加企業数（20社程度）及び参加者数（100人目標）を収容でき、かつ企業ブースへの参加者の訪問、誘導が可能なレイアウトを提案し、企業ブース（システムパネル等）の設営を行うこと。

なお、設営物等の基本的な仕様は以下のとおりとする。

① 企業ブース

企業ごとに背面に画鋲等で、参加企業のポスター等の掲示物を貼り付けることが可能なシステムパネル等の仕切りを設置すること。

また、ブース内には電源、テーブル、企業用椅子2脚、参加者用椅子数脚、企業の社名看板等を設置すること。

② 就職相談ブース

尼崎市無料職業紹介窓口等の相談ブースを設けること。

なお、相談ブースはプライバシーへの配慮が必要となるため、相談員1人に対して相

談者が1人座って相談できるようなブースを2ブース程度設置すること。

また、相談ブース名看板等を設置すること。

③ アマポータル動画上映ブース

アマポータルに掲載されている企業PR動画を上映するブースを設けること。

また、市内企業をよりPRできるコーナーとなるよう、創意工夫を行うこと。

(4) 運営について

当日の運営については、基本的には主催者である尼崎市及びハローワーク尼崎で運営をするが、必要に応じてスタッフを確保し、配置すること。

2 尼崎市とハローワーク尼崎等が実施する就活イベント等の集客支援（受託者サイト掲載、交通広告、SNS発信、チラシ広報等）一式

尼崎市とハローワーク尼崎等が企画・運営（企業誘致等）を行い開催する就職イベント等への集客について、市内企業に転職・就職を考える方を対象に、受託事業者がもつ求人情報サイト等への掲載、チラシの作成配布等、就職イベントの集客業務を行うこと。

(1) 開催（支援）時期

令和6年度に2回以上実施する。現時点では、令和6年7月、10月頃を予定している。

(2) 開催予定場所

尼崎市中小企業センター（尼崎市昭和通2丁目6-68）

(3) 参加対象者（求職者）

市内企業に転職・就職を考える方とし、各回概ね100人の参加者を集客すること。

(4) 参加対象者への周知活動

関係機関等への周知活動を行うにあたっては、本市無料職業紹介窓口とも連携を図り、本市無料職業紹介事業のPRにも努めること。

また、イベント参加企業の求人ニーズについて尼崎市と協議、調整する中で、創意工夫し周知を行うこと。

※参加対象者（求職者）の集客にあたっては、必ず受託者の就活サイト等の情報発信ツールを活用すること。

【参考例】

・受託者の就活サイト等による掲載

（尼崎市とハローワーク尼崎等が開催するイベントの詳細が確定後、最も効果的な時期に就職イベントの開催日まで掲載するものとする。）

・SNS（メルマガ、LINE、Xなど）、郵送等によるイベントの告知

・公共交通機関等を通じた広告（駅広告や車内吊り広告）等によるイベントの告知

3 受託者の独自提案事業（人手不足の企業及び求職者の支援になる内容）一式

上記1・2に加えて独自提案事業を実施することで、参加企業及び参加者（求職者）の満足度を高めて両者のマッチング機能を促進させること。

【参考例】

- ・求職者向けの転職・就職活動で必要な内容を学ぶ講座
- ・企業向けの採用能力向上に関する講座

(1) 開催時期

令和6年度に実施する上記1・2のイベントのうち、尼崎市と協議の上、最も効果的な時期に2回以上開催すること。

(2) 開催予定場所

尼崎市内またはZoom等のオンライン上。

(3) 参加対象者

上記1・2のイベントに参加する市内企業及び市内企業に転職・就職を考える方。

第5 事業実施計画書及び実績報告について

- 1 それぞれの事業の実施にあたり、予め事業実施計画書（情報発信を含む）を提出し、尼崎市と協議すること。
- 2 各事業の終了後、1週間以内に広報者数等の速報値を報告すること。
- 3 各事業の終了後、30日以内に事業実施報告書を提出すること。
- 4 受託者の独自提案事業については、各事業の終了後、参加企業及び参加者（求職者）等に対しアンケート調査を実施し、事業実施報告書と併せて尼崎市に報告すること。なお、アンケートの内容については、尼崎市と協議の上決定すること。

第6 業務責任者

本業務を実施するにあたっては、業務責任者を定め、その氏名をあらかじめ報告すること。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

第7 業務実施における連絡・協議

業務に際しては、契約締結後、尼崎市と十分な協議を適宜行いながら業務を進めていくものとする。

第8 業務の一括委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ尼崎市が認めた場合はこの限りではない。（この場合、尼崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくは

同条第4号に規定するこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に委託し、または請け負わせてはならない。）

第9 留意事項

1 守秘義務

業務受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 個人情報の保護

業務受託者は本業務委託により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

なお、本業務委託期間終了後においても同様とする。

3 損害賠償責任

業務受託者が本業務の実施に際し、尼崎市または第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

4 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、尼崎市に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応すること。

5 成果物に関する事項

尼崎市が当該委託事業に基づき、依頼した作成物にかかる著作権は尼崎市に帰属する。

6 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を使用する。

7 特記事項

- (1) 事業実施にあたっては、事前に尼崎市と協議すること。
- (2) 事業実施にあたっては、事前に提案した企画内容を遵守すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との協議調整を行う場合は、受託事業者の責任において行うこと。
- (4) その他仕様書に記載されていない事項については、尼崎市と受託事業者の双方が誠意を持って協議し対処すること。

以 上